



Title	公立夜間中学の諸問題-歴史、現状、課題
Author(s)	栗田, 克実; KURITA, Katsumi
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 83, 211-235
Issue Date	2001-06
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.83.211
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28827
Type	departmental bulletin paper
File Information	83_P211-235.pdf



公立夜間中学の諸問題—歴史、現状、課題—

栗田 克実

The Problems of Public Night Junior High Schools

Katsumi KURITA

目 次

I. 問題の所在	211
II. 公立夜間中学の沿革	213
1. I期：夜間中学勃興期（1947年—1954年）	214
2. II期：衰退と反対運動（1955年—1970年）	216
3. III期：失われた教育の補償と社会教育化のはざままで（1971年—）	219
III. 公立夜間中学の現状と問題	220
1. 公立夜間中学の現状	220
2. ますます多国籍化する生徒層～公立夜間中学が抱える問題	223
IV. 課題と展望	225
1. 公立夜間中学の役割	225
2. 夜間中学の必要性と今後	226

I. 問題の所在

わが国において、義務教育のなかに位置づけられる中学校の存在を知らない人はいないが、「夜間中学」とよばれる学校が存在していることは広く知られていない。

夜間中学は正式には**中学校夜間学級、または二部学級と呼称される。地域によっては分校を設置しているところもある。（本論文においては、通称である「夜間中学」を用いる。）

その夜間中学が注目を浴びた時期があった。それは、山田洋次監督作品による映画「学校」（1993）が上映されたときである。そこでは、東京にある夜間中学を舞台に、生徒が生活上での問題を抱えながらも、同級生や教師とそれを乗り越えて行く姿が描かれていた。

現在、わが国の義務教育の就学率はほぼ100%に達しており、かつ高校の義務教育化が叫ばれて久しい。また、四年制大学および短期大学についても49.1%（1999）の進学率となっており、18歳人口は減少しているにもかかわらず大学への進学者は増えつづけている状況にある¹⁾。しかし、このように高学歴社会が定着したわが国で、文字の読み書きや平易な四則計算さえも不可能である人が現に存在している。それは特に、第二次世界大戦のさなかに就学期を迎えた人に多く存在する。

1990年の国勢調査によると、小学校に通学していなかった（いない）「未就学者」は約22万人

であり、年齢別にみるとその割合は65歳以上で高くなっている²⁾。この結果の背景には、戦争がもたらした貧困が存在している。それは、昭和28年度の「わが国の教育の現状」(文部省)に「不就学学齢生徒のうちの実に約6割が主として経済的な理由によるものであるということは注目に値しよう³⁾」という記述があることから明らかである。

1955年に同省が行った「国民の読み書き能力調査」は、当時関東と東北に居住する15歳から24歳の青年2,000人を抽出して面接調査および集合調査(テスト形式)を行ったものである。同調査によると、「読み書き能力がなく、日常生活に支障があると明らかに認められるもの」は調査対象者のうちの9.5%から15.7%⁴⁾を占めると推定している。

このことは、同調査から45年が経過した現在、60歳代の国民のうちのおよそ1割程度が、文字の読み書きに困難が生じているため、日常生活に支障をきたしている可能性を示唆している。もし、文字の読み書きができないのならば、文字情報が社会のいたるところに氾濫している現代において、「よみ・かき」の基礎学力が欠落しながら社会生活を送っていくことの難しさは容易に想像でき、日常生活の困難さとそれに伴う精神的苦痛は計り知れないものがある。

夜間中学は、家庭の貧困、疾病、戦争、いじめ、学校ぎらいなどさまざまな理由で学校を長期欠席し、「義務教育を修了できなかった人びと」が通学している。これらの人びとに教育の機会を提供する場として中学校に設けられた。詳しくは後述するが、最近では、戦時中の植民地政策や民族差別のために学校へ行くことができなかった在日韓国・朝鮮籍の生徒や、中国からの引揚者または帰国者、そして中学時代を不登校のまま過ごし「形式卒業」となった若年・青年層の存在もその割合を増加させてきている。

いずれの場合にしても、彼らには、わが国の現行の教育制度のもとでは行き場が見当たらないのである。

1964年、文部省はユネスコの調査に対し「日本では、識字問題は完全に解決済みである」と述べ、さらに「現状において、識字能力を高めるために特別な施策をとる必要はまったくない」と回答した⁵⁾。政府が、170万人に達したともいわれる義務教育の未就学者問題あるいは未修了者問題、さらにはそれらを含めたわが国における識字問題の存在を公式には認知していない状況のなか、夜間中学は各設置自治体の裁量により設置され、極めて限られた予算により学校運営が行われている。

筆者は、ボランティアの手で運営されている民間非営利組織(NPO)「自主夜間中学」の活動に参加し、就学期に何らかの理由で学校へ「通いたくても通えなかった人びと」の学びをサポートしている。そこでは、受講者それぞれが失われた時間をとり戻すべく、熱心に授業に耳を傾けている。近年、特に教育の現場で問題視されている「学級崩壊」という現象とはまったく縁のない世界である。ただ、行政が識字問題を認識しない状況のなか、本来は公的に完全保障されるはずの義務教育が、主に公的に補助や支援を受けていない市民団体の手に委ねられているという現実に対して疑問を抱かずにはいられない。

夜間中学に関する研究は、主に学習権保障を提起するものが多く、そのほとんどが現場教員に代表される実践家のものばかりが注目されている。また、社会教育の領域から夜間中学へのアプローチも存在しているが、これは、夜間中学における識字教育および日本語教育の実践、または部落解放の問題を背景とした被差別部落に存在する夜間中学に着目したものである。

さらに、このような教育問題のフィールドにおいて関連するフリースクールの研究も進みつつある。しかし、フリースクールは、文部省の各都道府県教育委員会に対する通知(1992)のなか

で、民間施設に通う不登校の児童生徒に対し、一定の条件を満たせば学校長の判断で出席扱いにできるとしている。夜間中学はこのフリースクールに類似したものと思われる向きもあるが、夜間中学は原則として不登校の生徒は受け入れることができないため、その機能は大きく異なる。

本稿では、これまでの研究動向を意識しながらも、未だ行われていない、公立夜間中学の沿革や現状および問題点を整理することにより、夜間中学のあり方や今後の展望を試みるものである。

具体的には、まず、夜間中学が設立から現在までたどってきた沿革について、主な出来事やコメント等を紹介しつつまとめる。次に、公立夜間中学の現状と問題点についてまとめ、さらにこれらのことを踏まえつつ、夜間中学の今後について述べていくことにする。

II. 公立夜間中学の沿革

夜間中学の設置は、1947年の新学制（六・三制）の導入と同じ時期であり、義務教育から疎外された人々の教育を要求する声に対して、当時の教員たちが自主的に学ぶ場を設けたことにはじまる。しかし、1872年に公布された「学制」から、小学夜学、特殊夜学、尋常夜学、国民夜学など多様な名称と運営形態で、すでに「夜間小学校」が存在していた。

ここでは、戦後誕生した夜間中学の歴史についてみていく。

まず、図に夜間中学（夜間学級）を設置する学校数と在籍生徒数の推移について示した。学校数についてみると、操作的ではあるが、大きく3つの時期に区分することができる。一つは、1947年に夜間中学が初めて設置されてから、その数がピークに達するまでである（1947年～1954年）。次に、学校数が急激に減少していく時期である（1955年～1970年）。そして、学校数の減少が底を打ち、再び増加に転じて現在に至るまでである（1971年～現在）。また、在籍生徒数の変化についてみても、その変動は学校数の増減と連動していることがわかる。

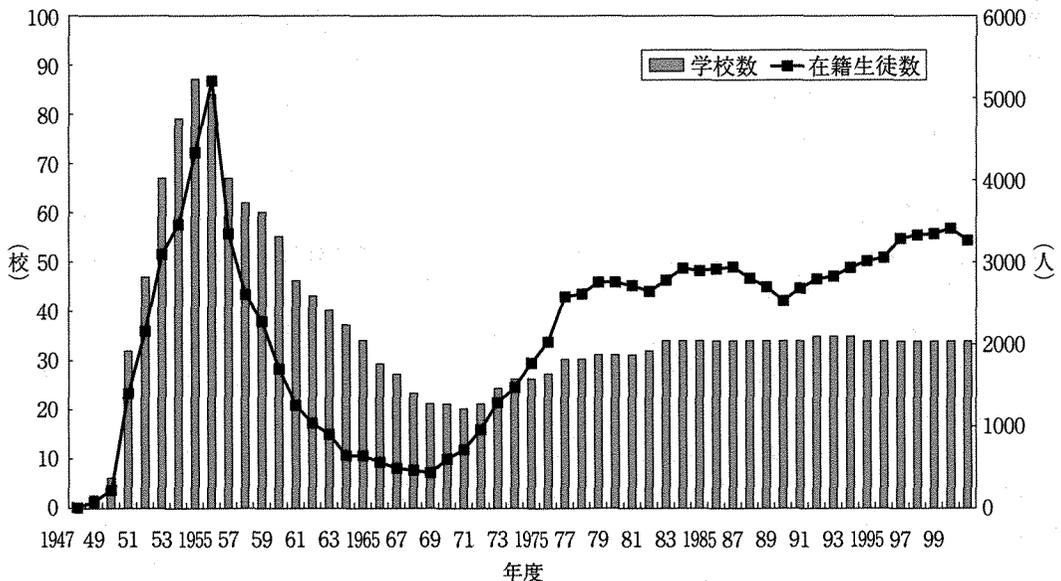


図 夜間学級設置中学校数および在籍生徒数の推移

資料：第46回全国夜間中学校研究大会大会資料，2000，p. 76

1. I期：夜間中学勃興期（1947～1954）

戦争は日本全土に壊滅的な打撃を与え、200万人もの死者を出して終戦を迎えた。その後、通貨乱発によるインフレの発生や食糧危機は物価の高騰を招き、国民生活は極度に窮乏となり、敗戦直後は食糧や生活物資の入手さえままならない時代であった。また、国民生活の危機とあわせて顕在化した問題があった。戦災および引き揚げによる浮浪児の発生であり、家庭の破壊による家出児の急増である。特に、孤児は1948年の「全国孤児一斉調査」で12万人を数え、そのうち施設に収容され保護された者は1割を占める12,000人であった。このほかにも、飢えから非行や犯罪を犯す児童が増加し、さらには児童の人身売買も多発して社会問題になった。

そのようななかで、1947年3月に教育基本法が制定された。同時に学校教育法も公布され、戦前の複線型学校制度から、小学校から大学院までが単線的に連なる単線型学校制度の六・三制の新学制が開始された。制度としては一応の完成をみたが、実際には「資金や資材が不足し教育施設の復興拡充ははかどらなかつた」⁶⁾ようである。そのため、小学校の半数以上は二部授業を行い、なかには三部授業や青空教室、馬小屋教室までもが出現した。

一方、同年末には児童福祉法も制定され、それまでの要保護児童対策中心の考え方から脱却して、児童の健全な育成、福祉の増進を図ることに重点がおかれた。

しかし、貧困のため学校に行くことができない長期欠席（長欠）生徒も多く、これもまた社会問題となっていた。長欠生徒は、「家事手伝い、家庭奉公、あるいは工場などで労働し、家計補助的労働を行っていた。しかし、政府はそれらに対して効果的な対策をとらず、ただ警察の取り締まりを強化するのみ」であった⁷⁾。当然、このことは、教育現場にも多大な影響を及ぼした。

夜間中学の端緒ともいえる大阪市立生野第二中学校（現勝山中学校）の「夕間学級」は、このような背景のもと、新学制発足後7ヶ月を経て誕生した。

同校は新制中学校となって第1回目（1947年）の入学生徒850名（すべて女子生徒）のうち、1割にあたる85名が長欠生徒であった。長欠生徒たちは昼間、近所にあるガラス工場などで労働し家計を支えていた。教員たちはこのことを知り、彼女らの親と懇談を行った。その結果、生徒に仕事をやめさせることは不可能であるが、仕事を終えた後なら登校させられる、と判断した。そこで、「夜間の補習学校や朝鮮人夜学の勤務経験を持っていた当時の校長と相談し、夜間授業を計画するに至ったのである。しかし、当時は電力事情が悪く、午後4時から6時までのまだ薄明るい夕暮時を授業にあてることにした。そして、同年10月1日より1週につき2回の授業を開始した」のである⁸⁾。しかし、文部省や大阪市教育委員会の「圧力」にあえなく廃止に追い込まれた。それは、誕生から3年後のことであった。夜の学級開講は新制中学を妨げるものであるというのがその理由であった。

しかし、貧困から未就学である生徒は全国に数多くみられた。「夕間学級」が廃止してから数年のうちに、神戸市、京都市、福岡市、広島県などに夜間中学が設置され、その学校数と生徒数は年々急増していった。

表1に夜間中学勃興期の主な事柄についてまとめた。1950年を過ぎたころより、各地で夜間中学の設置が盛んになった。しかし、東北以北ではその動きはみられない⁹⁾。

夜間中学の経営は、その大半が行政当局の圧力により極めて厳しい状況下に置かれていた。その一方で、旺盛な学習意欲をもつ長欠および不就学の生徒に対して、日ごとに失われていく就学の機会を提供することは、法的には問題や矛盾があるにせよ、教育に携わる者として残された最後の手段であったと考えられる。

表1 夜間中学勃興期における変遷¹⁾

1947	教育基本法、学校教育法制定 大阪市生野第二中学校で「夕間学級」開設 児童福祉法制定
1948	横浜の子安漁業組合で「かじっ子夜学」開設
1949	神戸市駒ヶ林中学校、大阪市玉津中学校ほかで夜間学級が開設 総理府が長欠児童生徒の全国調査を行い、725,000人の長欠者数を発表
1950	奈良市の若草中学、神戸市の丸山中、須佐野中、布引中の他、京都市に12校、横浜市に10校など、各地に夜間学級が開設
1951	児童憲章制定 東京都足立区第四中学校に夜間学級開設 広島県豊浜村や福岡市などにも夜間学級開設
1952	東京、名古屋、奈良、和歌山などで夜間学級開設
1953	東京、川崎、和歌山、広島などで夜間学級開設 労働省婦人少年局が「夜間中学に学びながら働く年少者—労働生活の実態調査」を行う 文部省が「夜間に授業を行う学級を持つ中学校に関する調査」を行う
1954	第1回全国中学校夜間部教育研究協議会を行う ²⁾

1) 学校数と在籍生徒数については図(前掲)を参照されたい。

2) 全国夜間中学校研究大会と名称を変え現在に至る。

資料：松崎運之助，1979，『夜間中学』，白石書店，pp.229-30に加筆した。

当時の行政当局の長欠問題および夜間中学に対する認識として、次に掲げた、大阪市内の中学校長塚本清と大阪府教育委員会事務局浜中武彦との対談(一部)は象徴的である。

「塚本 大阪は夜間中学を奨励しておりませんね。

浜中 奨励していません。

塚本 それはですね、私ども一応最初にそんなことを思ったのですが、もし夜間中学を奨励しますと、一応経済的に相当家庭に力のある者が夜間中学に便乗してしまつて、学校へいかんようになる。そうすれば、六・三制というものは確固不動の永遠の策だと思っておりますから、こんな時に長期欠席のものを救うという名で間違つた教育といひますか、間違つた制度をとることによって、ますますその六・三制の完遂に障害を与えるであろう。こういうような意味で、私どもはどちらかといいますと、夜間中学設置というような方向にゆかずにきたのです(後略)」

(大阪市内の中学校長塚本清と大阪府教育委員会事務局浜中武彦との対談(一部)文部省，1951，「新制中学校の実態」『文部時報』889，p.14。傍線：筆者，原文のまま)

その一方で、世論が行政を動かした例も看過できない。それは、東京都足立区立第四中学校である。当時の校長である伊藤泰治は区内の校長会に長欠生徒の問題を提起し、実態調査を行った。その結果、区内14中学校の在籍者約18,000人のうち、7%にあたる約1,200人が不就学であり、そのうちの60%が経済的理由による長欠であることが明らかになった。そこで、区の中学校長会において、夜間学級の設置を第四中に行うことを決め、東京都教育委員会に認可申請を行った。その内容は、「昼間中学校の二部授業として、午後5時から9時まで授業を行い、4ヵ年で卒業、

昼間中学校と同じ資格を与える」¹¹⁾というものであった。

東京都教育委員会は、新しい教育制度の建前から望ましくはないが、未就学生徒の対策に他に良い方法はないという考えから消極的ではあるが許可した。しかし、「①暫定的な試案として運営し、恒久的な制度とすることは望ましくない、②運営については常時教育庁と連絡して指導を受けること、③その中学校の二部授業として取扱うこと、④名称は特に用いないこと、⑤入学者は身元その他の調査は教育庁に連絡すること、⑥生徒の保健衛生に留意すること、⑦その他、運営については諸法令に違反しないようにすること」¹²⁾、という7項目の条件がつけられた。

ところが、文部省はこの設置認可に対し、「夜間中学は学校教育法に認められておらず、夜の短い時間では全教科を履修することもできず、昼間生徒の流入により、六・三制を混乱させる」¹³⁾という理由で反対の意向を明らかにした。

夜間中学を巡るこの問題について、当時の新聞は大きく取り上げ、世間では関心を呼んだ。『朝日新聞』の「声」欄には2つの賛成意見が掲載された。その意見からは、教育権（学習権）¹⁴⁾が基本的人権のなかでも重要な位置付けにあることを再認識させられる。

「足立区当局が夜間中学を計画したところ、文部省で『六・三制が崩れる』と反対しているというが、全く解せない。家が貧しいため、家計を助けなくてはならないために未就学者が多いのと、制度は複雑となっても未就学者が減少するのと、いずれが社会の現状において教育の機会均等というべきであろうか。原則論もさることながら、要はこのような未就学者が減少しうる機会をつくることだ」

「理想をいえば同じ制度によって等しく行われた方が良いことはいうまでもない。特に父兄にとってみれば切に望むところで、それが出来ぬ社会だけに問題がある。対策を持たず時を過すより、学ぶべき年ごろを恵まれずに過してしまっている子供たちのため、唯一の手段として、夜間中学の問題を愛情を持って取り上げ、その実施につとむべきではなかろうか」
(朝日新聞、1951.7.9付朝刊3面。原文のまま)

夜間中学に対する世論の支持は行政を動かすことになり、足立区教育委員会は「夜間中学は二部授業として行うので、法律違反とはならない。むしろ未就学児童に対する国の根本的対策こそが望まれる」¹⁵⁾と言明した。

これを契機として各地に夜間中学は急増していった。しかし、法的な位置付けは定まっていなため、運営予算、給食制度、就学対策、あるいは卒業認定の面での問題は常に付きまとうこととなった。

1954年に行われた全国中学校夜間部研究協議会において、夜間学級の法制化を決議し、文部省に陳情を行った。夜間中学設置の地域差をなくし、専任教員や予算を獲得するには、法的根拠が絶対要件であった。しかし、文部省はこの陳情を不可とした。その理由としては、義務教育の体系をみだすからということであった。夜間中学を制度的に固定することは、義務教育を複雑化するものであり、教育の機会均等という前提を覆すことになるのかもしれない。同省は、現行制度内で長欠・不就学生徒の就学対策を強化する必要があると判断したのである。

2. II期：衰退と反対運動（1955年～1970年）

夜間中学の学校数は1954年の87校を境に、それ以降は一転して減少に転じた。その理由として

は、1956年の経済白書で「もはや戦後ではない」といわれたように、経済が敗戦後の飢餓的水準から脱却し、戦前並みの水準へ回復したことや、就学援助制度が整ってきたことにより、不就業・長欠生徒が減ったからであるといわれている。文部省も1951年より続けていた長欠児童生徒の調査報告を1958年で打ち切っている。翌年以降、この調査については、学校基本調査の中に取り込まれることになった。それは長欠・不就業問題について、一応の解決を見たということなのかもしれない。

このころの教育委員会は夜間中学に対して、きわめて消極的な態度を取るようになってきていた。教育委員が公選制から任命制に変えられ、教育委員会が中央に統制されるようになったため、夜間中学に反対している当時の文部省の態度が強く影響していたと思われる。このことは日教組においても同様の態度であり、「その存在自体、教育の機会均等の精神に反しており、最近その減少傾向にあることは好ましいことである」¹⁶⁾と述べている。

文部省が長欠児童生徒の調査を打ち切った翌年、政界および財界の有力者が集まって「財団法人長欠児童生徒援護会（黄十字会）」を発足させた。設立の趣旨は、「学校教師を中心とする地域の人々に長欠問題の本質を訴え、また教育学術的な調査研究や資料の刊行などを行って、世論を喚起し、全国的な規模で、本問題の根本的な解決と教育上必要な援護を図り、もって、義務教育の振興に寄与したい」¹⁷⁾というものであった。

夜間中学の長期減少傾向に決定的ともいえる追い打ちをかけたのは、1966年11月に出された行政管理庁のいわゆる「夜間中学早期廃止勧告」¹⁸⁾である。これは、同庁が文部省に対して、「夜間中学は学校教育法に認められていないので、設置自治体はなるべく早くこれを廃止すること」を指導するよう勧告したものである（資料1参照）。この勧告で同庁は長欠生徒の問題や義務教育未修了者の問題を「家庭の無理解」を解釈し、これらの問題を根絶させるのではなく、「夜間中学はできるだけ早く廃止」させることで矮小化しようとしていた。いわば、制度としての夜間

表2 保護率（生活保護）および長期欠席・不就学生徒の推移

年次	保護率(生活保護) ¹⁾	長期欠席生徒 ²⁾	就学免除者 ³⁾	就学猶予者 ⁴⁾
1955	21.6	145,823 ⁵⁾	2,187	2,505
1960	17.4	75,866	2,401	1,603
1965	16.3	48,640	3,503	1,482
1970	13.0	29,235	3,268	1,702
1975	12.1	23,584	2,322	1,778
1980	12.2	29,653	300	518
1985	11.8	49,948	83	566
1990	8.2	66,435	95	539
1995	7.0	116,778	110	457
1997	7.2	142,161	155	440

1) 厚生省大臣官房統計情報部編、2000、平成11年度社会福祉行政業務報告、厚生統計協会、p.526。なお、表中の数字は1ヵ月平均の人口千対の被保護人員をあらわす。単位は%（パーミル）。

2) 1955年度を除き、文部省、1998、文部統計要覧、厚生統計協会、pp.34-5。なお、長期欠席の定義としては1990年度までが通算50日以上欠席、それ以降は通算30日の欠席をした生徒をいう。

3) 『同上書』、pp.34-5。1979年からの養護学校設置義務化によって該当者が大幅に減少している。就学猶予者についても同様である。

4) 『同上書』、pp.34-5

5) 文部省、1956、公立小学校中学校長期欠席児童生徒調査、p.1

中学を否定したと考えられる。

表2に、長期欠席生徒、就学免除および猶予者数、そして生活保護の保護率についてまとめた。このころの長欠児童生徒の数は統計上でも依然として約15万人も存在していたことが確認できる。年々累積されている義務教育未修了者も1964年について100万人を突破したといわれており、学齢期を迎えた子どもの就学問題は経済的理由を背景に特に深刻であったといえる。また、生活保護についてみても、保護率が20%（パーミル）ときわめて高率であり、依然として、多くの国民が公的扶助を受けている状況であった。高度経済成長期を迎えて、老人福祉法（1963）や母子福祉法（1964）の制定、国民皆保険の実現（1961）にみられるように社会福祉施策を実施し、法的整備を行いつつも、それだけでは救いきれない現実が存在した¹⁹⁾。

当時の文部省の夜間中学に対する考え方を以下の答弁からうかがい知ることができる。

- 「① 義務教育において夜間授業を受けるということは好ましくないという前提で、いままでいろいろ措置をしているわけです。夜間中学には学齢の者と、年齢超過の者がおり、二つに分けて考えなければならない。特に学齢期の子供については、主として経済面からの援助と、昼間の学校に行くことの指導とを、両方進めているのが現状です。
- ② 学齢期の子どもたちをできるだけ昼間に回すという努力はいたします。いたしますが、絶対に皆無になるかどうかについては、教育的な努力だけでは私は限界があるのではないかと率直に思っております。学齢超過者の問題については、だんだん数は減るとは思いますが、いまこの中学校を開いている段階で、これらの人を拒むということもできませんので入れておりますが、ゆくゆくは成人講座、あるいは通信教育その他の方向にだんだん解消していかなきゃならないのじゃないかと思っています」

（参議院予算委員会（1968.4.12）において山高しげり議員の質問に対する文部官僚（天城初等中等教育局長）の答弁である。傍線：筆者）

つまり、行政管理庁の勧告は学齢期の児童生徒を対象としたものであり、これらの児童生徒に対しては「できるだけ昼間に回すという努力」を行い、学齢超過者に対しては、社会教育の範疇で行われる成人講座や通信教育にまわすということである。それは、学齢超過者が戦争や貧困、あるいは疾病という政治的、社会的あるいは経済的原因で失った義務教育である就学機会を公的な力で取り戻すことを拒んだとも解釈できる。実際に、京都市教育委員会では夜間学級を廃止して通信教育課程の設置が検討されていた。

それに対し、この流れを食い止めようと動いた高野雅夫（1939～）という人物がいた。彼は、東京都内の夜間中学の卒業生であり、行政管理庁の勧告を「死刑宣告」²⁰⁾と受けとめ、映画（「夜間中学生」）を自主制作し、全国へ夜間中学の廃止に反対する証言行脚を行った。

この行動がやがて実を結ぶことになる。ここでもまた世論の支持を背景に、1969年、まず大阪府で学齢期を過ぎた青少年のための夜間学級（大阪市立天王寺中学校夜間学級）を設置した²¹⁾。これが契機となり、漸減傾向をみせていた夜間中学の現象に歯止めがかかった。中国などからきた引揚者のための日本語学級が設置される学校もあらわれ、夜間中学は学校数、生徒数ともに再び増加に転じた。これは、「設置自治体が市町村立中学校等の設置廃止等の届け出を行うことを定めた学校教育法施行令第25条5項を援用し解釈を行った」²²⁾ものである。

3. Ⅲ期：失われた教育の補償と社会教育化のはざままで（1971年～）

夜間中学の「復権」という予想外の事態に直面した文部省は、1970（昭和45）年度予算に「中学校夜間学級実態調査」を実施するため95万円を計上した。この措置は、夜間中学の将来について見通すためのものであった。調査の結果、夜間中学の「在籍生徒の大多数が学齢を超過した者」²³⁾であった。

それを受けて、文部省は『生涯教育』という観点から夜間中学に実質的な財政補助をする方針を決め²⁴⁾、従来から継続してきた方針を改めた。このことは、同年6月に出された中教審答申にもみることができる。この答申のなかで、「これまで特別な事情によって義務教育を修了できなかった者に対しては、特例的な措置によってその履修を奨励すべきである」²⁵⁾との一文がある。

また、1974年4月の衆議院予算委員会において、佐々木静子議員による「夜間中学校についての啓蒙を国が積極的にやるべきではないか」という質問に対し、奥野文部大臣（当時）の答弁もその当時の政府の支配的な考え方を象徴している。

「文部大臣 私は義務教育という見地でとらえるんじゃなくて、社会教育的な見地で考えていくという性格のものではなからうか。（中略）義務教育の年限は過ぎたけれども、進んで学びたいという人のために門戸を開いているわけでございます。ですから、これはやはりそういうかっこうでそういう施設は残したいし、また国も義務教育と同じような対応策で、それについて経費負担していくということでもよろしいんじゃないかという感じも持っているところでございます」（1974年4月の衆議院予算委員会における佐々木静子議員の質問に対する奥野文部大臣の答弁。傍線：筆者）

夜間中学は義務教育ではないが、「義務教育と同じよう」に「社会教育的」なものとして残していき、それについて経費を負担するということである。例えば、川崎市教育委員会では、中学校課程を終えていない者への夜間講座を社会教育の一環として企画したが、受講者が集まらず実施に至らなかったということもあった。その反面、大阪市天王寺中夜間学級の開設をきっかけに、夜間中学を守っていこうという機運が高まりを見せたのも事実である。

愛知県では、1973年に「生涯教育の立場から、学校、家庭、社会の関連分野において、現在の教育機関ではじゅうぶん果たし得ないものを補完し援助する」²⁶⁾ために、県が資金を出して財団法人愛知県教育サービスセンターを設立した。生涯教育の立場から「中学夜間学級」を発足させた。通学は週3日2時限で、教育内容は国語、社会、数学、英語の4教科であった。この課程を修了した者には中学校の卒業証書が与えられた。このことについて、「運営の責任は財団法人愛知県教育サービスセンター。名古屋市立笹島中学校の分校という形をとり正規の中学校」²⁷⁾であると当時の県教育長は県議会で答弁した。

全国の夜間中学に視点をおくと、このころから生徒の層も多様化してきた。貧困等による未就学者（義務教育未修了者）が減る一方、何らかの理由で学校へ行くことをやめた若年者、韓国や中国などからの引揚者の生徒が入学するようになってきた²⁸⁾（これらの現状については次章にゆずる）。しかし、これらの国で基礎的な教育を受けていない者が日本で学ぶ場所は存在しておらず、夜間中学がその使命を担うことになった。また、「形式卒業生」自らによって義務教育の空洞化を指摘する声が上がりはじめた。わが国の制度上、満15歳になった段階で、学力の到達度は問わずして就学義務を完了したことになる。そのため、さまざまな理由から学校へ行くことがで

きなかった形式卒業者は、実質的な内容・学力を要求していたといえる。

1974年、東京都教育委員会義務教育課は「義務教育未修了者の就学対策について」を発表した。その特徴は、「旧制度の義務教育修了者の中にも進学・各種国家試験の受験等の必要から中学校における教育を希望しているものが存在している。そこで、これらの実態を正しく受けとめ、中学校教育を希望するものに対して、等しく教育の機会を提供することが必要であると考え」²⁹⁾て、制度、施設それぞれの体系について、夜間中学が対象とする生徒についての対策を述べたものであった。形式卒業者の再就学の扱いに関しては原則として認めないが、市区教育委員会が学校長の意見を聴いて許可することができるとして、再就学への道も開いた。

そして、1970年代後半になると、ボランティアの手による「自主夜間中学」や「識学教室」をつくり公立中学校化をめざす運動形態が登場し、現在に至っている。当時、夜間中学が1校も存在していなかった奈良県で、自主夜間中学「うどん学校」が開設された。同校の活動はおよそ2年半続き、1978年に公立夜間学級として、奈良市立春日中学校夜間学級を開設させた。また、同時期に川崎市（川崎自主夜間中学）でも同様の動きがあり、1982年に川崎市立西原中学校夜間学級の誕生の原動力となった³⁰⁾。その後、奈良県（天理市、橿原市）、大阪市でも自主夜間中学の運動が公立夜間中学の設置へと結びついている。

また、1990年の国際識字年は、国内においても識字運動の広がりをもたらし、文部省主催による「第1回識字教育指導者研究協議会」が開催され、都道府県および政令指定都市の担当者が参加した。注目すべき点としては、1960年ころから行われるようになった識字学級³¹⁾に対して、文部省はその一部に補助を行っていたことである。このことは文部省が識字問題の存在を意識し始めたことのあらわれではないか。

Ⅲ. 公立夜間中学の現状と問題

現在、公立の夜間中学は33校が存在している。しかし、全国的にみるとわずか8都府県（1都2府5県）に設置されているにすぎない。本章では、これらの夜間中学に関するデータ、資料を紹介しながら、夜間中学の現状と問題点について整理する。

1. 公立夜間中学の現状

1) 生徒数

表3に夜間学級を設置している学校数および在籍生徒数、全卒業生数を示した。設置8都府県のうち、生徒を最も多く抱えているのは大阪府（10校）の1,983名である。大阪府の特徴としては第1に、生徒のうち約4割が在日韓国・朝鮮籍の人であり、中国引揚者も3割弱の割合で在籍していることである。また第2に、生徒数が400人を越える学校も存在しており、他都府県と比べて学校の規模が大きいことである。参考までに設置校の全卒業生数を掲載した（都府県別夜間中学校数の推移は資料2を参照されたい）。東京都の卒業生数が他府県と比べて圧倒的に多いのは、都内の夜間中学のほとんどが1950年代に開設されており、歴史が長いためである。大阪府は在籍生徒数が多い反面、卒業生数が少ないのは、多くの学校の設置年度が1970年以降であり、歴史が浅いことや、本来は3年である修業年限を緩和する措置をとっており、長期間にわたる修学が可能となっているためである（このことは多くの夜間中学で共通している）。このような措置をとっている理由は、生徒によっては識字から開始されるため、学習期間が3年では日常生活や

表3 学校数・在籍生徒数内訳（設置都府県別）

	東京都	神奈川県	千葉県	京都府	大阪府	奈良県	兵庫県	広島県	計
在籍生徒数	513	44	41	85	1983	358	154	108	3286
（構成比）	15.6%	1.3%	1.2%	2.6%	60.3%	10.9%	4.7%	3.3%	100.0%
学校数	8	5	1	1	10	3	3	2	33
（構成比）	24.2%	15.2%	3.0%	3.0%	30.3%	9.1%	9.1%	6.1%	100.0%
1校あたり生徒数	64	9	41	85	198	119	51	54	(100) ¹⁾
全卒業者数 ²⁾	6519	1150	127	464	2964	221	1097	817	13359
（構成比）	48.8%	8.6%	1.0%	3.5%	22.2%	1.7%	8.2%	6.1%	100.0%

2000年12月現在

1) 全33校についての1校あたり平均を算出した。

2) 現存している学校の合計。

資料：第46回全国夜間中学校研究大会大会資料，2000，pp.80-1より再構成した。

表4 在籍生徒数一覧（生徒層別）

	人数	構成比
（日）	606	18.4%
青・中・高年		
若年	35	1.1%
（本）	37	1.1%
その他		
在日韓国・朝鮮籍	918	27.9%
引揚（中国・韓国・朝鮮）	1026	31.2%
難民	82	2.5%
移民	55	1.7%
その他の外国人	526	16.0%
	3285	100.0%

2000年9月現在

参考 分類の基準

「青・中・高年」…入学時に20歳以上の日本人

「若年」…入学時に20歳以上の日本人

「引揚」…戦争や開拓団等で中国・朝鮮半島へ行き、戦後帰国できなかった人。また、ここでは準ずる者として、その配偶者、二世三世とその配偶者も含む

「難民」…難民条約に基づいて入国した外国人生徒

「移民」…移民として南米（ブラジル、ペルー等）に渡り日本に帰国した人

資料：第46回全国夜間中学校研究大会大会資料，2000，pp.78-9より再構成した。

就業した際に適応可能な学力がつかない場合が多いためである。しかし、公教育を実施している立場から無制限な修業を可能にすることはできない。

表4には、在籍生徒数を生徒層別に分類したものを示した。生徒の特徴は、10歳代から80歳代までと幅広く、大きく、①戦争や経済的理由で学齢期に学校へ通えなかった日本人（夜間中学の当初の目的）、②学齢期に不登校などを経験した日本人³²⁾、③二世・三世を含めた在日韓国および朝鮮籍の人びと、中国帰国者、新渡日者（new comers）とよばれる外国人に分類することができる。その中で、多数を占めているのが外国人である。1910年の韓国併合以降、日本が植民地として支配し、皇民化政策によって、文字、言葉そして創氏改名により姓名をも奪われた朝鮮半

島の人びと、1945年の敗戦により中国大陸に残されてしまい、その後四十数年の月日を経て家族とともに祖国日本へ引き揚げてきた人びと、諸般の事情を有して渡日してきた人びとが含まれている。

夜間中学の入学要件としては、主に①設置区または市に居住していること、②義務教育の年齢を超えていること、③学校教育法第1条に規定する中学校の課程を修了していないこと、という3点を満たしている必要がある。この要件から、不登校などの状態にある中学生は、学齢期を終えていない（満15歳に達していない）ため、原則として受け入れられないことになっている。しかし、昼間の学校に通学できなかった子どもの状況や特性等を鑑みて、夜間の学校へ通学することができるならば受け入れが可能であると判断して、一部の学級では試験的に受け入れているところもある。

2) 生徒のニーズに対応する教育

夜間中学は、当該学級を管轄する教育委員会からあらかじめ設置する学級数を認可されている。しかし、現実には生徒のさまざまな実態に対応できていない。そこで実際には学級数を増設して対応している。後述するが、学校によっては、日本語が身につけていない生徒のために日本語学級も認可されている学校が存在する。

カリキュラムは、原則として中学校学習指導要領に沿った形で計画されている。したがって、昼間の中学校カリキュラムと同様である。しかし、日本語学級の場合、社会、数学、理科を実施せず、その分を国語（日本語）の学習時間に充てている場合もある。このような措置をとっているのは、在籍生徒間の基礎学力の差が大きいためである。生徒の多くは義務教育を十分に受けていないので、各人の生活歴により学力は異なる。また、渡日者の場合は日本に来てからの日数の差も大きく、この程度によって日本語の能力は大きく変化すると考えられる。参考までに、表5に夜間学級で展開されている時間割の一例を示した。

表5 時間割編成の例

		月	火	水	木	金	土
1	5:30	国語	技術 家庭	美術	数学	理科	数学
	6:10						
2	6:15	音楽	技術 家庭	美術	英語	社会	社会
	6:55						
給食							
3	7:35	英語	国語	国語	社会	英語	国語
	8:15						
4	8:20	理科	数学	体育	書写	選択	特活
	9:00						

資料：東京都夜間中学校研究会，1999，「夜間中学のページー学校生活」(<http://www1e.mesh.ne.jp/tokyouso/yatyupr/gseikatu.html>，1999.12.10)

昼間の中学校と全く異なっているのは学級編成の方法である。夜間中学では学年別の学級編成は行われず、多くの学校では授業の展開を考慮し、日本語の能力別に学級が編成されている。ただし、これは年間を通じて固定するものではなく、生徒の学力の変化に応じて、学級の移動が可

能となっている。特に、中国引揚者および帰国者の中には、その在住時に不就学またはそれに近似した状況であった者も多く、そういう人びとに限定して学級を編成しているところもある。

教材は、公立の中学校であるため中学校用教科書が支給されている。しかし、学齢期の発達段階を考慮し編集された教科書は、夜間中学の生徒の学力に即していないため、これを有効に活用することは困難である。授業内容とあわせても、担当教員の自主的な編成が求められる。そのため、担当教員による手製の教材あるいは地域の夜間中学教員が共同で研究し作成する事例もあり、常に試行錯誤の連続であるという現実を知ることができる。また、各人の学習ニーズや学力により、到達段階別の教材を独自に作成している学校もある³³⁾。さらに、学校によっては人権学習を大きく取り上げているところもある。これは、在日韓国・朝鮮籍の人たちや「部落」の人びとを学校へ行けなくせしめた差別とは何か、人権とは何かを生徒と教員がともに考えあう授業である。

夜間中学を卒業した後の進路としては、高校（全日制、単位制、定時制、通信制）、専修学校、および就職となる。しかし、就職については、特に外国から来た生徒については非常に厳しい状況にあるといわれている。

2. ますます多国籍化する生徒層～公立夜間中学が抱える問題

夜間中学に通学している生徒のおよそ6割は在日外国人である。

このような外国人に対し、先ほど述べた「義務教育未修了者の就学対策について」（1974）では、「義務教育修了者については（教育的な）救済機関がないので、一応夜間中学（日本語学級）で就学させる」³⁴⁾という方針をとった。

夜間中学における日本語学級は、日本語の能力が皆無であり、簡単な日常会話も成立させられない、海外からの引揚者あるいは帰国者を受け入れている。現在、同学級の設置は東京都内の数校に限定されている。

教員は通常の授業のみではなく、「生徒の住居探し」、「病院への付き添い」³⁵⁾なども行うことがある。その姿は公立学校の教員という職務の枠を超え、まさに生活相談、生活支援を行っているソーシャルワーカーの活動に近い。

前章でみたように、日韓基本条約が締結された1965年ころから、日本語学級には韓国からの引揚・帰国者が通学してくるようになった。彼らの一部は、「日本語を話すことができない」、「義務教育を終えていない」という理由で夜間中学に入学してくるようになった。そこで、東京都では都議会への請願により、夜間中学内に日本語学級の設置が実現されたという経緯がある。1972年、日本と中国の国交断絶は解消され（日中国交回復）、中国からも引揚・帰国者が急増すると、学級は増設された。定時制高校に同様の学級を開設する動きも見られたが、カリキュラム編成が困難との理由で実現をみなかった。

夜間中学側では行政に対して、日本語学級に携わる教員の増員措置や学級増を要求する一方で、夜間中学以外の日本語教室の必要性を訴え、1981年から82年にかけて、全国社会福祉協議会や東京都社会福祉協議会で日本語教室が開講された。しかし、それらの教室の受講希望者は若年層の帰国者が多く、講座の定員から漏れた高齢者や、日本の義務教育の学齢を超過しているため、昼間の中学校に入学できなかった帰国者は、夜間中学で受け入れていたのである³⁶⁾。

表6に、「公立夜間中学が抱える課題」として、全国夜間中学校研究会が例年実施している「三省交渉」の結果を示した。全国夜間中学校研究会は、夜間中学の教員で構成され、教育条件を整えて、授業をより充実したものにするねらいで、1954年に第一回全国中学校夜間部教育研究

表6 公立夜間中学が抱える課題
(全国夜間中学校研究会が行った三省交渉の主な結果より)

その1 厚生省

おもな要望	回 答
引き揚げ・帰国者の自立を促進する「特別援護法」(生活保護ではなく、自立を促すための生活資金および老後を保障する年金の支給など)を制定すること。	国民年金の加入方法に便宜を図っている。孤児一世には帰国してから5年以内に手続きをとれば、帰国までの未払い期間は「みなし期間」として、3分の2のお金を払い込んでもらえばよい。
就職を促進するためには、生活保護ではない生活資金が有効である。年金は免除規定があっても実際には月額2万円程度しかもらえない。中国帰国者の失業者が大変多いが、職業訓練校や職安に行っても「もっと日本語を覚えてからきてほしい」「日本人が多くて、中国帰国者はちょっと待ってくれ」という対応が多い。	(回答なし)

その2 労働省

おもな要望	回 答
職業安定所の通訳制度の拡充	外国人雇用サービスコーナーを設け、通訳を配置している。
技術専門校の内容充実	科目・コースについては充実を図っている。
引き揚げ・帰国者及び定住外国人の雇用促進のPR	事業主の理解を得るのが雇用促進の基本と考えているので、事業主への説明会、地方自治体の広報活動を行っている。
日本での労働者としての権利(労働条件・社会保障など)について、各国語のパンフレットを役所の窓口においてほしい。	「日本で働こうとする外国人の皆さんへ」という冊子を所管においてあるが、全国どこでもというわけではない。中国帰国者用のパンフレットもあるが、外国人雇用対策課に声をかけて多数発行するよう心がけた。

その3 文部省

おもな要望	回 答
義務教育未修了者の実態について	不登校の数は国の方で学校基本調査という形で把握しているが、これまでの義務教育未修了者の数を把握するのは非常に難しい。
夜間中学校の役割の認識	発足当初は、昼間に就労、家の手伝いなどで昼間の中学校へ通うことができない学齢の生徒さんを対象として、夜間に義務教育の機会を提供するという特別な学級であり、夜間学級の果たしてきた役割は評価しなければならないと考えている。現在もいろいろな学習の場面がある中で、一つの学習機関のチャンネルとして役割を果たしていると認識している。
夜間中学校の増設	それぞれの地域にさまざまな状況があり、夜間学級の設置については、設置者である市町村教育委員会にご判断いただいている。
基礎学級の認可、進学とそれ以外の学びの場の保障	基本的には学習指導要領に基づく教育課程ということになるが、いろいろな生徒さんの状況で、実際には個に応じた教育が工夫されている。また、生涯学習社会の中で学びの場のいろいろなチャンネルが開かれているということは大事なことであり、これからも多様な学習機会を作っていく努力をしたい。
「中学校形式卒業生」の入学について	中学校夜間学級は義務教育未修了者が対象で、教育課程を修了させることを目的としている。すでに中学校を卒業されている方を再び入学というのは制度としては難しい。
施設設備の拡充、教育諸条件の整備	就学援助制度では、国がその一部を補助している。教材費、給食の実施は、設置者のご判断によるものである。公立学校の施設設備については、国が2分の1とか3分の1を補助している。

資料：第45回全国夜間中学校研究大会大会記録誌，1999，pp.110-6より再構成

協議会を開催したことにはじまる。以後毎年1回、夜間中学を設置している都府県が持ちまわりで研究大会を開催し、教育内容の検討、夜間中学増設運動などについて議論を行っている。三省交渉とは、夜間中学の設置条件、在籍生徒の問題に関して、全国夜間中学校研究会が文部、厚生、労働の三省に要望、交渉を行うものである³⁷⁾。同研究会が各都道府県等も含めた行政機関に行っている要望については資料3を参照されたい。

さて、表6をみると、夜間中学側から発する要望から、運営がどのような状況下で行われているか、あるいはそこに在籍する生徒は在学中、あるいは卒業後にわたっていかに厳しい生活を強いられる可能性があるのかを知ることができる。特に、基礎的な日本語を習得したばかりである在日外国人の生活および就業は、国内における日本人の場合とは比類できないほど厳しいことは想像に難くない。まさに「生活問題」といえる。

また、これらの問題は、「中央省庁の分担でいえば、文部・厚生・労働・外務・法務省の任務内容を一夜間中学が担っている感」³⁸⁾があり、夜間中学やそこに在籍する生徒の問題は、文部科学省だけでは解決できない複合的要素を持ち合わせている。

しかし、当事者側（在籍生徒）の代理である教員たちの要求に対して、政府・各省は毎年同様の回答を示しつつづけている。一向に前進を見ない回答に、要望する教員からは「例年と同じ形式的な回答」³⁹⁾であると指摘する声が上がっている。

IV. 課題と展望

これまで、夜間中学に関する歴史、現状、問題点についてそれぞれ概観してきた。

本章では、以上のことを踏まえて、夜間中学についての課題および今後の展望について整理する。

1. 夜間中学の役割

敗戦直後、長欠生徒の受け皿として発足した夜間中学ではあったが、社会経済の興隆および社会福祉施策の実施により、家庭の貧困など経済的理由で入学してくる生徒が減少した。行政管理庁の勧告（1966）以降は、夜間中学の対象も学齢を超過し、かつ義務教育未修了である者が主な対象となった。1970年代以降、入学者は引揚・帰国者、在日外国人および不登校等を経験した形式卒業者が主流となり、現在に至っている。

このように、夜間中学に通学する生徒層も大きく変容している。また、「形式卒業」の増加とともに、卒業証書のない義務教育未修了者の存在は高齢化してきており、その数は減少してきている。まさに、夜間中学の役割の一つであった、①戦時中に失われてしまった義務教育の戦後処理的役割はその割合を低下させつつあると考えられる。

一方、②在日（定住）外国人への日本における義務教育を行う機関としての役割は今後、重きを増していくものと思われる。全国の外国人登録者数は約155万人（1999）であり、10年前の1989年に比べて約60万人の増加である⁴⁰⁾。これらの人々の中には、母国で十分な基礎教育を受けてこなかった場合も多く、国内での就業は非常に不利な状況である。日本語の習得は義務教育の基礎を成すものであり、憲法第25条にあるとおり「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための必須条件といえる。現在、外国人参政権の問題がマスコミをにぎわしているが、国籍や民族などに関わらず、日本に在住する者すべてに基礎学力を保障し、教育においても権利の平等を貫か

なければならないと考える。

さらに、③不登校に伴う長欠の生徒および不登校のまま中学校を「形式卒業」となった者に対するケア機関としての役割も夜間中学には求められている。

近年、これらの不登校生徒や高校中退者が通っている教育施設として「フリースクール」が注目されている。

フリースクールは、「学校教育のように種々の幅広い学習や体験活動を通じて、人間が全般的に育つことを対象としている」⁴¹⁾教育施設である。フリースクールの「フリー」とは、「全部か一部かは別にして税金を財源に設置した学校」⁴²⁾と対置して用いられている。具体的には、「自由につくった」、「教育内容が自由である」、「自由に通える」、「自由に指導が受けられる」、「校則や単位に縛られず自由である」といった解釈が可能である。

表2でみたように、敗戦直後から現在にかけては、経済的理由による長欠生徒の数は減少したものの、その反面、不登校などによる長欠生徒の数は年々増加していることが推測できる。このように増えつづける長欠生徒に対し、先に述べたとおり、夜間中学も試験的にではあるが、学齢の不登校生徒を受け入れている。しかし、法律はそれを認めていないことから矛盾をきたしているのが現状である。具体的には、現行の入学要件では実質的に排除している中学校の形式卒業生も夜間中学が受け入れられるように要件を改める必要があると思われる。基礎学力の保障も国や行政の責務としてとらえ実現していかなければならないと考える。

2. 夜間中学の必要性と今後

夜間中学の実質的機能は、多様な事情により義務教育を受けられなかった人びとに、社会生活に必要な「よみ・かき」能力などの基礎学力を習得させることである。1960年代後半より、在日外国人が急増することにより、日本語教育の機能も付加された⁴³⁾。

経済的理由で学齢期に学校へ行けなかった人の数は明らかに減り、新たに学校ざらい、不登校という理由によって、長欠生徒の層は質的に変化した。しかし、かつての長期欠席から、あるいは不登校により「形式卒業」という名目で基礎教育から疎外され、その時間を取り戻すべく夜間中学に通学している人は今もなお存在する。

前章でもみたように現在、夜間中学は8都府県にしか設置されていない。このほか、全国各地に、筆者によって確認されるだけで十数団体の自主夜間中学や識字教室がNPOとして数都道府県で活動しているのみである。このため、全国夜間中学校研究会では「全国にいる義務教育未修了者のために、各都道府県に一校以上の夜間中学校を設置」⁴⁴⁾することを主務官庁および地方行政機関に対して要求している。

教育基本法第三条、第四条にはそれぞれ「教育の機会均等」、九カ年の「義務教育」を規定している。子ども（あるいは成年の義務教育未修了者）がもつ就学の権利は恒久に固有のものであり、この権利はたとえ年齢が学齢期を超過していても、政府は彼らに教育を受ける権利を保障しなくてはならないと筆者は確信している。

そのためには、全国各地に夜間中学やそれに代わる義務教育の実施機関を設置し、そのサポート体制を構築していく必要がある。一部の自主夜間中学や識字教室は、政府および行政に義務教育未修了者の教育を受ける権利を認めさせ、教育を公的に補償させるための運動体として活動している。しかし、先に述べた成功事例を除いて、その運動の多くは前進をみないままであるものが多いのも事実である。

そこでは、生活に不利を抱えている当事者のために、支援者と支援組織という一部の人の手により躍起となって運動を展開している姿が想像されるのではないか。そして、当事者はあくまで客体でしか存在しないのである。

当事者を客体から主体へと転化させ、当事者と地域住民を運動の主体に据えたソーシャルアクションとして展開される、義務教育を公的に補償させる運動にこそ、夜間中学増設・設置のための鍵があると考ええる。

ところで、夜間中学は、本人の責任ではなく国家の責任で就学機会を失った人びとのための「補償教育」の一環として位置付けることができる。オルタナティブ・スクールとも呼ばれているフリースクールと異なっているのは、夜間中学が主に成人を対象にして過去に失われた教育の補償を行う点にある。しかし、夜間中学の生徒層の変化は、それ自体夜間中学の性格・性質の変化を意味する。むしろ今後は、公的にも認知されつつあるフリースクールと、夜間中学とをわが国の教育システムのなかで同列に考え、さらには学校教育から疎外された子どもに対し、選択の機会を提供しなければいけないのかもしれない。それは、教育を必要とする彼ら、あるいは青年層—社会的に不利を背負ってしまった人びと—に権利としての教育・学習権を保障することになると考える。

ここまで整理をしてきて、夜間中学に関する研究や議論も、義務教育の補償問題および公立夜間中学の増設運動の二点に絞られているようである。戦後の混乱のなかから、長欠生徒の基礎教育の補償を実現し、徐々に拡大していったことは大きな意義が認められる。しかし、現在、教育から疎外された子ども・青年は『『劣等処遇』の階層的再生産機構』⁴⁵⁾のなかに組み込まれているわけである。したがって、従来どおりの権利の主張にとどまらず、対象となる人びとのなかに潜んでいるハンディキャップの根本的な考察や提起が求められている。

資料1 行政管理庁「夜間中学早期廃止勧告（少年労働に関する行政監察結果に基づく勧告）」 (1966)

勧告文

家庭が貧困などのため、昼間労働して夜間通学しているいわゆる「夜間中学校」については、学校教育法では認められておらず、また、義務教育のたてまえからこれを認めることは適当ではないので、これらの学校に通学している生徒に対し、福祉事務所など関係機関との連携を密にして保護措置を適切に行ない、なるべく早くこれを廃止するよう指導すること。(原文のまま)

説明文

家庭貧困などのため、昼間労働して夜間義務教育を受けているいわゆる「夜間中学校」は昭和二十四年生活困窮家庭の長欠生徒を救う方策として一部大都市に設けられ、昭和二十八年には全国で学校数七十一校、生徒数三、一一八人を数えるにいたった。その後減少の傾向を見せたが、現在なお全国で二十七校（在籍生徒五五八人）存在している。

夜間中学に通学した動機は、貧困・家庭の無理解によるものが約半数であるが、これらに対する教育委員

会および学校の指導は十分行われていない。すなわち、夜間中学生には福祉事務所と連絡のうえ救済措置をとる必要があるもの、または、保護者に対する指導の必要があるものなどあるが、学校では家庭訪問をしたこともなく、また教育委員会においても昼間学校への復帰について指導もしていないものが多い。

このような義務教育の夜間制は変則で、学校教育法にも認められない臨時的措置であり、また生徒数が減少し一校二十名～五十名程度であり、存続理由が薄くなっているため、これらの夜間中学に対し昼間の学校に通学できるよう保護措置を講じ、夜間中学はできるだけ廃止するよう指導する要が認められる。(原文のまま)

資料：松崎運之助，1979，『夜間中学』，白石書店，pp.164－5

資料2 都府県別夜間中学設置校数の推移

	東京	千葉	神奈川	愛知	京都	奈良	和歌山	三重	大阪	兵庫	岡山	広島	福岡	計
1947	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
1948	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
1949	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	6
1950	0	0	10	0	12	1	0	1	2	6	0	0	0	32
1951	1	0	10	0	14	2	0	1	4	13	0	1	1	47
1952	3	0	10	2	14	3	7	1	4	21	0	1	3	69
1953	6	0	12	2	14	3	9	1	4	20	0	3	5	79
1954	8	0	12	2	14	4	9	1	7	20	1	3	6	87
1955	8	0	12	2	14	4	8	1	6	19	1	3	6	84
1956	8	0	11	2	14	2	5	1	6	13	0	3	6	71
1957	8	0	10	2	11	3	5	1	3	11	0	3	4	61
1958	8	0	10	2	11	4	5	1	2	10	0	3	2	58
1959	8	0	10	2	12	2	5	1	2	8	0	3	2	55
1960	8	0	9	2	1	1	2	1	2	5	0	3	1	35
1961	7	0	9	2	11	0	2	1	2	5	0	3	1	43
1962	7	0	8	2	0	0	2	0	2	4	0	3	1	29
1963	7	0	8	2	11	0	2	0	2	1	0	3	1	37
1964	7	0	8	2	9	0	2	0	1	1	0	3	1	34
1965	7	0	8	2	4	0	2	0	1	1	0	3	0	28
1966	7	0	0	2	4	0	2	0	1	1	0	3	0	20
1967	7	0	0	1	3	0	2	0	1	1	0	3	0	18
1968	7	0	0	0	2	0	2	0	1	1	0	3	0	16
1969	7	0	0	0	2	0	1	0	2	1	0	3	0	16
1970	7	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	3	0	15
1971	8	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	3	0	16
1972	8	0	0	0	1	0	0	0	6	1	0	3	0	19
1973	8	0	0	0	1	0	0	0	8	1	0	3	0	21
1974	8	0	0	0	1	0	0	0	8	1	0	3	0	21
1975	8	0	0	0	1	0	0	0	9	1	0	2	0	21
1976	8	0	5	0	1	0	0	0	10	3	0	3	0	30
1977	8	0	5	0	1	0	0	0	10	3	0	3	0	30
1978	8	0	5	0	1	1	0	0	10	3	0	3	0	31
1979	8	0	5	0	1	1	0	0	10	3	0	3	0	31
1980	8	0	5	0	1	1	0	0	10	3	0	3	0	31
1981	8	0	5	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	32
1982	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1983	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1984	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1985	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1986	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1987	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1988	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1989	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1990	8	1	6	0	1	2	0	0	10	3	0	3	0	34
1991	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	3	0	35
1992	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	3	0	35
1993	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	3	0	35
1994	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	34
1995	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	34
1996	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	34
1997	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	34
1998	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	34
1999	8	1	6	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	34
2000	8	1	5	0	1	3	0	0	10	3	0	2	0	33

資料：松崎運之助，2000，「夜間中学の灯を守ろう」（第5分科会報告）『第46回全国夜間中学校研究大会大会記録誌』，p.109より再構成し加筆修正した。

資料3 2001年度全国夜間中学校研究会要望書

〈文部省〉

1. 現在までの義務教育未就学・未修了者（小、中学校における「登校拒否・不登校」などの長欠児童生徒も含む）の数を、国の責任で明らかにされたい。
2. 多くの義務教育未修了者を生み出している現実を認め、すべての人に完全に義務教育を保障することが、行政の課題である。夜間中学校が、歴史的にも現実的にも、その一翼を担ってきていると認識されたい。
3. 全国にいる義務教育未修了者のために、各都道府県に一校以上の夜間中学校を設置されるよう働きかけられたい。
4. 夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための広報活動を積極的に行われたい。
5. 夜間中学校の生徒の中には未修学者・小学未修了者も含まれ、現実に小学校課程相当の教育活動が行われている実態を認め、それに応じた施策を講じられたい。
 - ①夜間中学校の中に小学校課程に相当する基礎学級を認可し、生徒の実態に見合う修業年数を保障されたい。
 - ②進学及びそれ以外の学びの場を保障する施策を講じられたい。
6. 中学校にほとんど行けず、卒業してしまった、いわゆる「中学校形式卒業者」も、希望すれば義務教育未修了者と同じく入学を保障されたい。
7. 夜間中学校の実態に応じた教育活動を可能にするために、教職員配置に配慮されたい。
 - ①学級定数の引下げと、教員配置の基準の見直しをすること。
 - ②生徒の健康を守り、安心して教育活動を行うため、常勤の養護教諭をすべての夜間中学校に配置すること。
8. 生徒が安心して学べるように、各自治体が施設・設備の拡充、並びに学校予算の確立等、教育諸条件の整備に努められるよう予算措置を講じられたい。
9. 夜間中学校の教育内容を充実させるため、教職員の待遇改善等を図られるよう予算処置を講じられたい。
10. 引揚げ・帰国児童生徒、及び新渡日外国人児童生徒の実態に見合った施策を全国の小・中学校へ講じられたい。
11. 中国からの引揚げ・帰国児童生徒のみならず新渡日外国人も含め、希望があれば学齢を越えた人も昼間部中学校で積極的に受入れるよう、各自治体に文部省通達を出し、指導されたい。
12. 日本語の習得を希望する新渡日外国人の日本語を学ぶ場を夜間中学校以外につくられたい。
13. 文部省の「中学校夜間学級調査」並びに「夜間学級調査研究委託事業」の実施に当たっては、現場の意見を尊重し、また学校現場からの報告については、教育行政の具体的施策としてどう活用されているか明らかにされたい。

〈厚生省及び関係自治体〉

私費帰国の二世・三世も含めた引揚げ・帰国者の実態にもとづき、抜本的な施策を講じられたい。特に、以下の施策を早急に実施されたい。

1. 「中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（1994年4月6日施行）では「国及び地方公共団体は永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする」（第四条）とし、厚生省令による自立支度金（第七条）等を定めている。

しかしながら、この自立支度金は大変少額である。今後、生活保護に頼らなくても自立できるよう生活支度金を大幅に増額するなど、実効ある手立てを早急に実施すること。

2. 現在の引揚げ・帰国者の最大の問題といえる年金問題において、本人が心配なく受給できるよう十分配慮すること。
3. 来日帰国前の国で取得した免許・資格等を考慮した対応をすること。
4. 厚生省による中国残留邦人等の帰国三ヵ年計画（1994～96年度）は終了したものの、依然として国費・私費の帰国者（二世・三世を含む）が多数帰国している。それにもかかわらず、厚生省は1999年度高知県の中国帰国者自立研修センターを廃止し、さらに2000年度四ヵ所（長崎、静岡、兵庫、岩手）の廃止を実施してきた。しかし、廃止されると、自立指導員による月数回の指導しかなく大変不十分である。今後私費帰国者や新渡日外国人の日本語学習への需要はむしろ増大し、自立研修センターを活用することが望まれることなどを考慮し、閉所ではなく、拡充こそ図られたい。

〈労働省及び関係自治体〉

夜間中学校に学ぶ、多様な生徒の就職を促進するため、以下の施策を実施されたい。

1. 求職者の増加に対応し職業安定所を拡充すること。また各都道府県の一部の職業安定所に配置されている通訳の制度を拡充し、引揚げ・帰国者及び外国人の実態を踏まえ、求職活動に十分対応すること。
2. 技術専門校の内容充実について
 - ①不況・失業者増大の中で、技術専門校の役割はますます大きくなっており、統廃合することなく、さらに拡充されたい。
 - ②優先入校の実施状況を各都道府県で調査し、未実施の自治体には早急に働きかけること。特に入校の年齢制限を設けているところは、これを撤廃すること。また、夜間コースにも、優先入校を実施すること。
 - ③日本語が不十分な引揚げ・帰国者及び新渡日外国人が学びやすいようなコースをより多く設定し、選択できる幅を広げるとともに、特別な指導体制を確立すること。
3. 引揚げ・帰国者及び新渡日外国人の雇用促進 PR について
 - ①引揚げ・帰国者及び新渡日外国人の雇用促進月間を設定すること。
 - ②新聞、ポスター、パンフレット、テレビ、ラジオ等を活用し、雇用促進のためのキャンペーンを行うこと。
4. 引揚げ・帰国者及び新渡日外国人の労働者としての権利の擁護について
 - ①労政事務所を統廃合することなく、さらに拡充させるため都道府県と十分連携をとること。
 - ②引揚げ・帰国者及び新渡日外国人向けのパンフレットをさらに充実させ、十分いきわたるよう講じられたい。
 - ③来日帰国者の国で取得した免許・資格等を考慮した対応をすること。

〈都道府県及び設置市区教育委員会〉

1. 現在までの義務教育未就学・未修了者（小、中学校における「登校拒否・不登校」などの長欠児童生徒も含む）の数を、行政の責任で明らかにされたい。
2. 多くの義務教育未修了者を生み出している現実を認め、すべての人に完全に義務教育を保障するということが、行政の課題である。夜間中学校が、歴史的にも現実的にも、その一翼を担ってきていると認識されたい。

3. 全国にいる義務教育未修了者のために、現在設立運動が行われている地域には、一日も早く開設できるように、関係自治体とともに努められたい。また、既設の夜間中学校を廃止したり、学級減をしないようにされたい。
4. 夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための広報活動を積極的に行われたい。
5. 夜間中学校の生徒の中には未就学者・小学未修了者も含まれ、現実に小学校課程相当の教育活動が行われている実態を認め、それに応じた施策を講じられたい。
 - ①夜間中学校の中に小学校課程に相当する基礎学級を認可し、生徒の実態に見合う修業年数を保障されたい。
 - ②進学及びそれ以外の学びの場を保障する施策を講じられたい。
6. 中学校にほとんど行けず、卒業してしまった、いわゆる「中学校形式卒業者」も、希望すれば義務教育未修了者と同じく入学を保障されたい。
7. 夜間中学校の実態に応じた教育活動を可能にするために、教職員配置に配慮されたい。
 - ①学級定数の引下げと、教員配置の基準の見直しをすること。
 - ②小規模独立校並みに教員を増員すること。併せて全教科の専門教員を配置すること。
 - ③夜間中学校には、小学校未修了者が多数在籍する。そのような実態に応じて特別な教員加配を行うこと。
 - ④引揚げ・帰国者及び外国人の生徒の実態に応じ、中国語や朝鮮語等、外国語のできる教員を配置すること。
 - ⑤生徒の健康を守り、安心して教育活動を行うため、常勤の養護教諭をすべての夜間中学校に配置すること。
 - ⑥事務職員、用務主事（管理指導員）をすべての夜間中学校に配置すること。
8. 生徒が安心して学べるように、施設・設備の拡充、並びに学校予算の確立等、教育諸条件の整備に努められたい。
 - ①夜間中学校生徒に対する特別の援助制度を確立すること。
 - ②生徒の実態に応じた教材用図書、及び自主教材の作成を可能にする予算を配当すること。
 - ③すべての夜間中学校の実態に応じた充実した給食を実施すること。また実施している学校については、今後とも、民間委託を行わないこと。
 - ④義務教育未修了者、未就学者の夜間中学校への入学を居住地、時期などで制限しないこと。
 - ⑤夜間中学校に学ぶ「障害」者の学習権を保障するために、介助をはじめとする施策や設備の充実を図ること。
 - ⑥高齢の生徒が安全で、安心して学べる学習環境の整備（エレベーター、スロープ、照明等）を図ること。
 - ⑦保育中の生徒が学ぶことができる条件整備を図ること。
9. 夜間中学校の教育内容を充実させるため、教職員の待遇改善等を図られたい。
 - ①外国語の研修等ができる制度等を確立すること。
 - ②出張旅費の配当基準を夜間中学校の実態に見合ったものに改善すること。
 - ③夜間中学校の実態を認識し、教育内容・方法・対外折衝等に十分に対応していくため人事異動については特別な配慮をすること。
 - ④専任教員の配置に当たっては、本人の希望を尊重して配置すること。
 - ⑤常勤、非常勤の講師及び嘱託教職員の待遇改善を図ること。

10. 引揚げ・帰国児童生徒、及び新渡日外国人児童生徒の実態をふまえ、日本語教員や通訳の配置などの施策を抜本的に改善されたい。
11. 中国からの引揚げ・帰国児童生徒のみならず新渡日外国人も含め、希望があれば学齢を越えた人も昼間部中学校で積極的に受け入れられたい。
12. 日本語の習得を希望する新渡日外国人の日本語を学ぶ場を夜間中学校以外につくられたい。

〈未設置道県教育委員会〉

1. 現在までの義務教育未就学・未修了者（小、中学校における「登校拒否・不登校」などの長欠児童生徒も含む）の数を、行政の責任で明らかにされたい。
 2. 多くの義務教育未修了者を生み出している現実を認め、すべての人に完全に義務教育を保障するということが、行政の課題である。夜間中学校が、歴史的にも現実的にも、その一翼を担ってきていると認識されたい。
 3. 貴道県にいる義務教育未修了者のために、一校以上の夜間中学校を設置されたい。特に現在設立運動が行われている地域には、一日も早く開設できるよう、関係自治体とともに努められたい。
 4. 夜間中学校の存在を多くの人に知らせるための広報活動を積極的に行われたい。
- （原文のまま）

注) 本文書は2000年12月7、8日に行われた全国夜間中学校研究大会で採択された要望書であり、省庁名は、再編前のものとなっている。

〈注〉

- 1) 文部省、2000、『文部統計要覧』、厚生統計協会、p.181
- 2) 総務庁統計局、1992、「平成2年国勢調査報告第3巻 第2次基本集計結果その1全国編」、日本統計協会、p.218
- 3) 同書は「就学免除、就学猶予および文部大臣の承認をえた教護院・少年院にいる者を除くいわゆる不就学者が、学齢児童で6,216人・学齢生徒に到っては18,287人もある。このうち、児童福祉施設にある者が1,295人・719人・計2,014人、学齢簿に記載されていて居所不明の者が1,922人・2,648人・計4,570人ありその他に家計を助けている者等が学齢児童で2,999人・学齢生徒で14,920人・計17,919人ある。すなわち不就学学齢生徒のうちの実に約6割が主として経済的な理由によるものであるということは注目に値しよう。したがって市町村が必要な援助をもつと与えるよう啓蒙する必要もあるし、また就学奨励費の充実等強力な財政的措置を講ずる必要がある。この他、学齢簿の記載から漏れているいわゆる浮浪児も相当の数に上るといわれており、こうした者の漏れなき記載はきわめて困難であるが、しかし不就学児童生徒の的確なほはあくこそ不就学対策の基礎資料であるから、今後における学齢簿の一層の整備が切望されるのである（原文のまま）」と述べている。
- 4) 詳しくは、文部省、1961、『国民の読み書き能力』を参照されたい。
- 5) 平沢安政、1983、「識字運動における国際連帯に向けて」、部落解放研究所紀要『部落解放研究』33, pp.111-2
- 6) 松崎運之介、1979、『夜間中学』、白石書店、p.38。なお、この章の記述に関しては多くの部分について同書を参考にした。
- 7) 『同上書』、p.40。先に述べた、明治時代初期の夜間小学校諸形態の設立も、わが国の急速な工業化に伴

- い、安価な雇用が可能であるとして児童による無制限労働が盛んに行われ、彼らの就学機会が失われたため、篤志家が資金を互いに拠出して教育施設を建てたことにはじまる。近代における夜間学校については、桑村寛, 1983, 『近代の教育と夜学校』, 明石書店などを参照されたい。
- 8) 『同上書』, p. 41
 - 9) 表に掲出したものにとどまらず、全国各地で自然発生的に多くの夜間学級が存在していたものと考えられる。
 - 10) 一方、京都市の場合、全市の中学校に在籍する生徒のうち4% (1,015名) の学生が長欠生徒であり、市教育委員会において就学対策の一つとして夜間学級の開設が実施された例もある。行政主導で実現した数少ない例であろう。
 - 11) 松崎運之助, 『前掲書』, pp. 85-8
 - 12) 『同上書』, p. 88
 - 13) 『同上書』, p. 90
 - 14) 憲法第26条には「すべて国民は、法律の定めるところに、その能力に応じて、ひとしく教育をうける権利を有する」と規定している。
 - 15) 松崎運之助, 『前掲書』, p. 91
 - 16) 松崎運之助, 『前掲書』, p. 144。なお、この年の6月、新教育委員会法案が大混乱の中で成立した(同年10月施行)。[歴史学研究会, 1993, 日本史年表, p. 308]
 - 17) 『同上書』, p. 148
 - 18) この勧告の正式名称は「少年労働に関する行政監察結果に基づく勧告」という。
 - 19) このころの子どもにかんする施策としては、児童扶養手当の実施(1961)があげられ、父親と生計を同じくしていない18歳未満の児童(条件つき)を養育する世帯には現金が支給された。また、『児童福祉白書』が1963年に発行された。
 - 20) 高野雅夫, 1993, 『夜間中学生タカノマサオ—武器になる文字とコトバを』, 解放出版社, p. 61
 - 21) しかし、同年、大阪市教育委員会で教員異動汚職が発覚し、市教委は大混乱に陥った。そのため、同学級の入学式は予定より2ヶ月遅れて6月に実施された。
 - 22) 白井善吾, 1994, 「夜間中学をすべての都道府県に」『月刊社会教育』38-2, 国土社, p. 31
 - 23) 松崎運之助, 『前掲書』, p. 148
 - 24) 予算の具体的な内容として、給食費、教員の研究調査費、設置研究協力会議をつくるための費用などであり、総額1,099万円を計上した。
 - 25) 文部省編, 1971, 『教育改革のための基本的施策: 今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について: 中央教育審議会答申』, 大蔵省印刷局
 - 26) 松崎運之助, 『前掲書』, p. 190
 - 27) 1974年9月の県議会で教育長が行った答弁の一部である。[『同上書』, p. 191]
 - 28) 日韓基本条約(1965)を契機に、韓国にいた日本人妻とその子どもたちが帰国してきた。また、日中国交回復(1972)が達成され、多数の人が日本への引き揚げ、帰国を果たした。
 - 29) 松崎運之助, 『前掲書』, p. 202
 - 30) 詳しくは、川瀬俊治, 1999, 「夜間中学ゼロ地域で自主夜中運動広がる」『解放教育』99-3, 明治図書出版, pp. 102-3を参照されたい。
 - 31) 戦後の教育補償問題を考えたときに、識字教育の存在もその問題のなかで重要な位置を占める。同和地区では、すでに戦前から徴兵検査に先立ち青年に読み書きを学ばせていたという事例がある。戦後、1950

- 年代には大阪で自動車免許取得のための学習会が行われていた。しかし、「識字運動」として展開しはじめたのは1960年代後半である。識字学級の数には公式には把握されていない。[元木健, 1991, 「国際識字年と日本の識字問題」『国際識字10年と日本の識字問題』日本の社会教育35, 日本社会教育学会, pp. 13-4]
- 32) 不登校であった生徒数に関しては, 表4中の「若年」「青・中・高年」にわたって存在しているため, 正確な数は把握できない。身体に障害を有していたために就学免除(または就学猶予)となった人についても同様である。
- 33) 特に, 数学の授業の場合, 四則計算の方法を演習する教材(プリント)に取り組む生徒もいれば, 1次関数の問題を扱った教材に取り組む生徒もいる。この場合, 一斉授業ではなく個別の指導形態がとられている。
- 34) 松崎運之助, 『前掲書』, p. 202
- 35) 上入来尚, 1993, 「ルポ夜間中学」, p. 51
- 36) 『同上書』, pp. 52-3を参照。日本で日本語教育を必要とする人びとは, ①外国人子女, ②成人外国人, ③外国人留学生・就学生, ④帰国子女, ⑤中国帰国者およびその子女, などが考えられる。[石井由香, 1999, 「日本語教育」『福祉社会辞典』, p. 775] 1980年代以降になると日本語学校が増加していったが, 学校の適格性を認定する団体として「日本語教育振興協会」(1989)が設立されているが, その認定校は312校(1996)である。在籍者は最盛期には4万名がいたといわれているが, 1999年現在では1万名程度といわれている。在籍者は多い順に, 韓国, 中国, 台湾でありこれらで87%を占めている。卒業生の約7割は日本の大学, 短大, 専修学校に進学しているが, これらの学校へ進学する条件としては, 日本語能力試験などがあり, 日本語学校の多くは, 日本語教育だけではなく, 英語や数学等の進学予備教育も行っている。[馬渡徹, 1999, 「日本語学校」『福祉社会辞典』, p. 775]
- 37) 周知のとおり, 2001年1月の省庁再編により, 文部省は科学技術庁と「文部科学省」に, 厚生省・労働省は「厚生労働省」へと統合された。
- 38) 白井善吾, 『前掲稿』, p. 34
- 39) 全国夜間中学校研究会, 2000, 第46回全国夜間中学校研究大会大会記録誌, p. 131
- 40) 法務省入国管理局, 2000, 「平成11年末現在における外国人登録者数統計について」(<http://www.moj.go.jp>, 2001.3.31)
- 41) NPO法人東京シューレ編, 2000, 『フリースクールとはなにか』, 教育史料出版会, p. 15
- 42) 『同上書』, p. 15
- 43) 引揚者に対する日本語教育機関としては夜間中学のほかに, ①帰国者自立センター日本語教室, ②日本語学級設置高校(一部の全日制高校), ③一部の定時制高校, ④日本語学校がある。また, ⑤公立中学校の入学および編入が可能な地域も存在する。
- 44) 具体的には資料3(2001年度全国夜間中学校研究会要望書)を参照されたい。
- 45) 青木紀, 1991, 「現代教育福祉問題に関する素描」『教育福祉研究』1, 北海道大学教育学部教育計画研究室, p. 47